

令和6年度 第1回 公共調達監視委員会議事内容

令和6年8月20日

※審議対象一覧表の案件（15件）について概要を説明後、委員からの質問に対して答弁したものの。

No.4 高松公共職業安定所レイアウト変更に伴う什器等の購入・設置及び移設

委員：廃棄したチェア等は転売できなかったのか。

事務局：什器関係は耐用年数が過ぎても、使用可能な限り使用する。統一感やデザイン性を配慮して買い換えるということはない。このため、買い替える什器は経年劣化が激しく、使える状態ではないことから売却可能なものではなく、廃棄処分としている。

No.13 高松・東讃地域の庁舎日常清掃業務

委員：3か所の契約をまとめて行う必要があるのか。

事務局：ある程度のかたまった案件でないと業者側の利益が上がってこないことが理由。

No.18 医療労務管理支援事業

委員：評価点が落札者しか載っていないのはなぜか。

事務局：入札金額が予定価格を超えている場合は0点となるため。

委員：基準価格と予定価格で大きな差があるがなぜか。

事務局：基準価格は予定価格の6割で設定されている。基準価格を下回る場合、きちんと事業ができるのか調査を行うことになっている。

No.19 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業

委員：入札額が低いのに、次点より評価点が低い理由は何か。

事務局：技術点の差である。

委員：どういう技術の部分かはわかるか。

事務局：評価については技術審査会で審査される。事業の体制で賃上げやプラチナくるみん等の加点もあることから、そのあたりで点差がつくこともある。

No.20 介護分野における人材確保のための雇用管理改善推進事業

指摘なし

No.21 若年者地域連携事業

指摘なし

No.23 労働基準関係法のポイント2024年度四国版の購入

指摘なし

No.24 高松公共職業安定所の駐車場に係る賃貸借

委員：栗林公園のライトアップ時はどうしているのか。

事務局：目的外の駐車場の使用になるので、県の通知により金額の変更契約を行っている。

No.29 しごとプラザ高松に係る事務室賃貸借

委員：しごとプラザの場所はそこでないといけないのか。

事務局：利便性や交通量を加味して場所をはじめに選定して決めている。

No.30 職業安定部事務室に係る賃貸借

指摘なし

No.31～34 障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定事業等）

指摘なし

No.35 高齢者活躍人材確保育成事業

委員：令和4年度、令和5年度、令和6年度と契約金額が大きく上がってきているのはなぜか。

事務局：事業内容の見直しがあげられる。約2年ほど前に高齢者のネット格差が話題にあり、高齢者がIT・DX等を利用できるように、経験を積めるような仕組みを作ろうという動きがあり、その強化を目的に経費が上がっていると考えられる。